

お知らせ

国土交通省が皆様のご協力により進めております、一級河川北上川水系北上川上流改修工事（一関遊水地・岩手県一関市舞川字河岸地内から同県西磐井郡平泉町長島字沢口地内まで）については、令和五年二月二十八日付けで土地収用法による事業の認定及び手続保留の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の二の規定により、左記の事柄についてお知らせいたします。

記

一 事業の認定の告示があった土地

イ 収用の部分

岩手県一関市狐禅寺字桑木原及び字中島並びに中里字糠瀬、字横石、字下大林及び字藤後向並びに川辺字柵瀬、字三角谷起、字大源、字細谷、字館下、字藤後向及び字中島並びに舞川字三番谷起、字河岸、字出谷起、字土橋、字前谷起、字清水、字遠後、字下谷起、字西中島及び字和田地内

岩手県西磐井郡平泉町平泉字一筋、字下館裏及び字上館裏並びに長島字太田、字須崎、字船戸、字中島、字荒川、字覆盆子、字出谷起、字桜里、字上古川、字十日市、字里前、字大中島、字里、字若宮及び字沢口地内

岩手県一関市中里字下大林地先河川敷地並びに川辺字柵瀬地先河川敷地及び字館下地先河川敷地並びに舞川字三番谷起地先河川敷地及び字和田地先河川敷地

岩手県西磐井郡平泉町平泉字一筋地先河川敷地並びに長島字太田地先河川敷地、字中島地先河川敷地、字覆盆子地先河川敷地及び字出谷起地先河川敷地

ロ 使用の部分

岩手県一関市中里字糠瀬、字下大林、字一番谷起、字上大林、字葉柳、字藤後、字長畑、字正角前、字待居、字沖田、字山崎、字三本木及び字清水畑並びに川辺字柵瀬、字三番谷起、字藤後、字正覚、字高田、字上目、字塚田、字大内田、字三角谷起、字大源、字細谷、字石田谷起、字沼尻、字館下、字藤後向及び字中島並びに舞川字三番谷起、字二番谷起、字一番谷起、字出谷起、字土橋、字前谷起、字谷起田、字清水、字中谷起、字田沖、字平、字谷地、字遠後、字下谷起、字西平、字西中島、字堀切、字館ノ越、字和田、字細田、字竜ヶ沢、字林、字榎木及び字境地内

岩手県西磐井郡平泉町平泉字塩沢、字三貫、字一筋、字下館裏及び字上館裏並びに長島字太田、字袋谷起、字古川、字須崎、字中島、字荒川、字三草作、字覆盆子、字五反田、字古館、字要害、字出谷起、字館岡、字山王、字稻城、字杉、字桜里、字下構、字境田、字田向、字矢崎、字菊の沢、字新田、字畑中、字生江田、字上古川、字本町、字竜ヶ坂、字沖田、字里前、字滝の沢、字里、字若宮、字二反田、字沢口及び字月館地内

ハ 収用又は使用の手続を保留する土地

岩手県一関市狐禅寺字桑木原及び字中島並びに中里字糠瀬、字横石、字下大林、字藤後向、字一番谷起、字上大林、字葉柳、字藤後、字長畑、字正角前、字待居、字沖田、字山崎、字三本木及び字清水畑並びに川辺字柵瀬、字三角谷起、字大源、字細谷、字館下、字藤後向、字中島、字三番谷起、字藤後、字正覚、字高田、字上目、字塚田、字大内田、字石田谷起及び字沼尻並びに舞川字三番谷起、字土橋、字遠後、字下谷起、字西中島、字和田、字二番谷起、字一番谷起、字谷起田、字中谷起、字田沖、字西平、字堀切、字館ノ越、字細田、字竜ヶ沢、字林、字榎木及び字境地内

岩手県西磐井郡平泉町平泉字一筋、字下館裏、字上館裏、字塩沢及び字三貫並びに長島字太田、字須崎、字船戸、字中島、字荒川、字覆盆子、字出谷起、字桜里、字上古川、字十日市、字里前、字大中島、字里、字若宮、字沢口、字袋谷起、字古川、字三草作、字五反田、字古館、字要害、字館岡、字山王、字稻城、字杉、字下構、字境田、字田向、字矢崎、字菊の沢、字新田、字畑中、字生江田、字本町、字竜ヶ坂、字沖田、字滝の沢、字二反田及び字月館地内

岩手県一関市中里字下大林地先河川敷地並びに川辺字柵瀬地先河川敷地及び字館下地先河川敷地並びに舞川字三番谷起地先河川敷地及び字和田地先河川敷地

岩手県西磐井郡平泉町平泉字一筋地先河川敷地並びに長島字太田地先河川敷地、字中島地先河川敷地、字覆盆子地先河川敷地及び字出谷起地先河川敷地

（注）右記の土地及び収用又は使用の手続が保留されている土地（以下「手続保留地」といいます。）を表示する図面は、一関市役所建設部治水河川課及び平泉町役場建設水道課でご覧下さい。

二 土地価格の固定について

前記一の土地については、事業の認定の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。ただし、手続保留地については、手続開始の告示があった日をもって価格が固定されることとなります。

三 関係人の範囲の制限について

事業の認定の告示があった日以後に、前記一の土地に関して新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。ただし、手続保留地については、手続開始の告示があるまでこの制限は適用されません。

四 損失補償の制限について

事業の認定の告示があった日以後に、前記一の土地の形質を変更し、工作物を新築し、又は増改築等をするときは、あらかじめ岩手県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。ただし、手続保留地については、土地の形質の変更を除き、手続開始の告示があるまでこの制限は適用されません。

五 裁決申請の請求について

裁決申請は、国土交通省が行いますが、前記一の土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもってしている関係人は、自分が権利をもってしている土地について、国土交通省に対し裁決申請をするよう請求することができます。ただし、手続保留地については、手続開始の告示があるまでこの請求はできません。

六 補償金の支払請求について

前記一の土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもってしている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを国土交通省に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、前記五の裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。ただし、手続保留地については、手続開始の告示があるまでこの請求はできません。

七 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、前記一の土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、裁決申請がなされた後に直接、岩手県収用委員会あてにすることができます。

八 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法が適用されるときはの補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所用地第一課、一関市役所建設部治水河川課又は平泉町役場建設水道課においでくだされば配布致します。

九 その他不明な点がございましたら、岩手河川国道事務所用地第一課（岩手県盛岡市上田四丁目二番二号 電話〇一九（六二四）三二四六）に照会ください。